

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成16年 5 月
(第 2 回訂正分)

ディップ株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年5月18日に関東財務局長に提出し、平成16年5月19日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成16年4月20日付をもって提出した有価証券届出書及び平成16年5月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し2,000株（引受人の買取引受による売出し1,500株・オーバーアロットメントによる売出し500株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成16年5月18日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には~~~~を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

2. 募集の方法

平成16年5月18日に決定された引受価額（920,000円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4. 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（1,000,000円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄外注記の訂正>

3. 本募集並びに「第2 売出要項」の「1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）及び2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」（以下総称して「本募集並びに本売出し」という。）にあたっては、需要状況を勘案し、本募集並びに本売出しとは別に、UFJつばさ証券株式会社が当社株主である富田英揮より借入れる当社普通株式500株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を追加的行います。

~~~~~  
(注) 3.の全文削除  
~~~~~

3. 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

<欄内の記載の訂正>

「発行価格」の欄：「未定（注）1.」を「1,000,000円」に訂正

「引受価額」の欄：「未定（注）1.」を「920,000円」に訂正

「申込証拠金」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき1,000,000円」に訂正

「摘要」の欄：3. 申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき920,000円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、下記の（注）1.をご参照下さい。
~~~~~

7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格の決定に当たりましては、仮条件（800,000円以上1,000,000円以下）に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。  
当該ブックビルディングの状況につきましては、
  - ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
  - ② 申告された需要件数が多数にわたっていること。
  - ③ 申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと。以上が特徴でありました。  
上記ブックビルディングの結果、発行価格は、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株の市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,000,000円と決定いたしました。  
なお、引受価額は920,000円と決定いたしました。
2. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,000,000円）と平成16年5月11日に公告した商法上の発行価額（680,000円）及び平成16年5月18日に決定した引受価額（920,000円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 新株式に対する配当起算日は、平成16年3月1日といたします。  
摘要欄中7.の全文削除並びに（注）2.3.の全文削除

#### 4. 株式の引受け

<欄内の数値の訂正>

- 「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成16年5月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき920,000円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき80,000円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成16年5月18日に元引受契約を締結いたしました。ただし、株券受渡期日前に元引受契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新株式の発行は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、申込みされた証券会社から返還されます。
2. U F J つばき証券株式会社は、同社引受株式数の一部について、カブドットコム証券株式会社に販売を委託いたします。
3. 引受人は、上記引受株式の内30株について、全国の証券会社に委託販売いたします。

#### 5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

<欄内の数値の訂正>

- 「払込金額の総額」の欄：「1,800,000,000円」を「1,840,000,000円」に訂正  
「差引手取概算額」の欄：「1,770,000,000円」を「1,810,000,000円」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。  
（注）1.の全文削除

## (2) 手取金の使途

上記の手取概算額1,810,000千円については、①「はたらこねっと」「バイトルドットコム」「人事ねっと」のブランド力強化の為に広告宣伝資金、②事業拡大に伴う運転資金、③新たな求人・求職情報事業立上げのための準備資金を予定しております。

## 第2 売出要項

### 1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）

平成16年5月18日に決定された引受価額（920,000円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,000,000円）で売出し（以下「本売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「1,350,000,000円」を「1,500,000,000円」に訂正  
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「1,350,000,000円」を「1,500,000,000円」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

本募集並びに本売出しにあたっては、需要状況を勘案し、本募集並びに本売出しとは別にU F Jつばさ証券株式会社が当社株主である富田英揮より借入れる当社普通株式500株のオーバーアロットメントによる売出しを行います。

（注）1.2.の全文及び3.の番号削除

### 2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）

#### (2) ブックビルディング方式

##### <欄内の記載の訂正>

「売出価格」の欄：「未定（注）1.」を「1,000,000円」に訂正  
「引受価額」の欄：「未定（注）1.」を「920,000円」に訂正  
「申込証拠金」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき1,000,000円」に訂正  
「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）2.」を「（注）2.」に訂正  
「摘要」の欄：5. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3. 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の摘要6.と同様であります。  
6. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3. 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の摘要7.に記載した販売方針と同様であります。

##### <欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。  
引受価額は「第1 募集要項」における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
2. 元引受契約の内容  
証券会社の引受株数      U F Jつばさ証券株式会社      1,500株  
引受人が全株買取引受けを行います。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき80,000円）の総額は引受人の手取金となります。
3. 上記引受人と平成16年5月18日に元引受契約を締結いたしました。ただし、株券受渡期日前に元引受契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、売出しは中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、申込みされた証券会社から返還されます。

### 3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「450,000,000円（注）3.」を「500,000,000円」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「450,000,000円」を「500,000,000円」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1. 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに本売出しに伴い、その需要状況を勘案し、UFJつばさ証券株式会社が行う売出しであります。
2. オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、UFJつばさ証券株式会社が当社株主である富田英揮から借入れる株式であります。これに関連して、UFJつばさ証券株式会社は、500株を上限として当社株主より追加的に取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成16年6月23日を行使期限として当社株主である富田英揮から付与されております。また、UFJつばさ証券株式会社は、平成16年5月27日から平成16年6月23日までの間、付与されたグリーンシュエーションの株式数を上限とし、当社株主である富田英揮から借入れる株式の返却を目的として、取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、UFJつばさ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引にかかる株式数については、上記グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においてもUFJつばさ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（注）3.の全文削除

### 4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）

#### (2) ブックビルディング方式

##### <欄内の記載の訂正>

「売出価格」の欄：「未定（注）1.」を「1,000,000円」に訂正

「申込証拠金」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき1,000,000円」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

1. 上記売出価格及び申込証拠金については、本売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。
2. 売出しに必要な条件については、平成16年5月18日（火）において決定いたしました。